主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人佐藤義弥の上告趣意のうち、刑訴法五二条の違憲をいう点は、原審において主張判断を経ておらず、その余は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、被告人本人の上告趣意は、すべて原判示にそわない事実関係を前提とする違憲の主張であつて、いずれも適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官 全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四九年四月二五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	大	隅	健	一郎
裁判官	藤	林	益	Ξ
裁判官	下	田	武	Ξ
裁判官	岸		盛	_